

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート										
事務事業名		生活保護事業						予算事業名		生活保護費				
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	生活保護法					
				03	03	02	1101	経常経費	根拠法令					
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業				
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・												
		①生活保障の充実												
事業期間		継続（昭和30年度～令和 4年度）						担当課係等		社会福祉課 社会福祉係				
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
最低限の生活の保障 (H30年度末 348世帯，419人)								法定受託事務であり，「生活保護法」に基づいて全国で実施している。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
被保護世帯に対して保護費を支給し，健康で文化的な最低限度の生活を保障する。 ・生活扶助 ・住宅扶助 ・教育扶助 ・医療及び介護扶助 ・出産及び葬祭扶助 ・生業扶助 稼働可能世帯に対しては，就労支援指導。								市内に居住する者で，資産や能力等すべてを活用しても生活に困窮する者。 【事業をとりまく環境の変化】 リーマンショックを発端とした景気の低迷や，無年金あるいは少額年金受給者の増加により，生活保護の受給者が増加している。稼働可能世帯には，ハローワーク等との連携等により，早期自立を支援している。						
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】						
保護者世帯に対する，保護費の支給 就労支援指導等 健康管理指導の強化 ジェネリック医薬品使用促進				保護者世帯に対する，保護費の支給 就労支援指導等 健康管理指導の強化 ジェネリック医薬品使用促進				保護者世帯に対する，保護費の支給 就労支援指導等 健康管理指導の強化 ジェネリック医薬品使用促進						
■事業費														
				H30年度		R01年度								
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	506,281	534,744							
	県		支	出	金	12,733	11,200							
	地		方		債	0	0							
	そ		の		他	4,693	380							
	一		般	財	源	156,979	166,689							
歳入計（千円）				680,686		713,013								
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）				金額（千円）	金額（千円）								
	20 扶助費				680,686	713,013								
歳出計（千円）（A）				680,686		713,013								
伸び率（％）						4.74								
備考	総合計画 67ページ 予算書 96ページ													

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	生活保護被保護者率	‰	目標	8.50	8.20	8.30
	人口千人に対する、保護者の割合		実績	8.10	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	自立等生活保護脱却：廃止	件	目標	60.00	60.00	60.00
	生活保護廃止世帯数		実績	55.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	国の責任で国民に最低限度の生活を保障し、自立を助長するものであり、被保護者の状況に応じ、必要な扶助及び支援を図る必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	国からの法定受託事務として福祉事務所が実施している事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	生活保護法に基づき実施している。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	被保護世帯数の増加に伴ってケースワーカー一人当たりの担当ケース数は増加傾向にあり、適正なケースワークの実施に支障が生じている。
公平性	受益者の偏り	B どちらも言えない	生活保護法の基準により実施されており、偏りは見られない。しかし、失業等の理由による保護の長期化は、一般市民との公平性を欠いているとも考えられ、稼働能力のある者に対しては積極的な自立支援を図る必要がある。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	地域における最低限度の生活の保障が図られている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国の方針及び指導に沿って実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
国の方針及び指導に沿って実施しているが、無年金の高齢者世帯と傷病者世帯からの申請が多く見られる。高齢者世帯及び傷病者世帯を合わせると被保護世帯全体の4/5を占めており、保護受給期間が長期化するケースも多く、被保護者数の増加に比例して事業費も増加傾向にある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
生活保護法に基づいて実施しており、法の改正があれば適正に対応していく。また、稼働可能世帯には、ハローワーク等との連携により、早期自立に向けて「生活保護受給者等就労自立促進事業」の積極的な活用を実施する。被保護世帯の増加に対応するため、業務の効率を高められる業務管理システムの改修が必要に応じて実施する。また、社会福祉法第15条第6項において、現業員は社会福祉主事でなければならないと規定されているため、公費での資格取得を現業員配置後2年目から1年目に改める。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 生活保護法及び関係法令に基づき適正な事業実施を図る。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	